

発言時間の持時間制の運用の変更について（案）

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の、別紙1本会議における発言時間の持時間制、及び、別紙2特別委員会における発言時間の持時間制について、以下の改正案のとおり、改正を行う。

1 本会議における1日当たりの発言持時間（予算関連質疑・一般質問・議案関連質疑）

単位：分

| | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 会派 (議員数) | 自民 (31) | 民主 (16) | 公明 (15) | みん (14) | 共産 (5) | ヨコ (2) | 無 (1) | 無 (1) | ネ (1) | 計 (86) |
| 持時間 | 72 | 37 | 35 | 33 | 12 | 5 | 2 | 2 | 2 | 200 |

(1) 現行

無所属議員の発言持時間の運用（プール制）

無所属議員の定例会における発言時間の持時間については、第2回定例会から翌年の第1回定例会までにおける予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑の発言時間の持時間を合計した時間を年間の持時間とする。ただし、1日の発言時間については、5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。

| | 通常期 | 議員改選期 |
|--------|-----------|-----------|
| 第2回定例会 | 2日（一般・議案） | 1日（議案） |
| 第3回定例会 | 2日（一般・議案） | 2日（一般・議案） |
| 第4回定例会 | 2日（一般・議案） | 2日（一般・議案） |
| 第1回定例会 | 2日（議案・予算） | 2日（議案・予算） |
| 年間持時間 | 2分×8日=16分 | 2分×7日=14分 |



(2) 改正案

上記の無所属議員の発言持時間の運用（プール制）に非交渉会派を加え、次のとおり改正する。

非交渉会派及び無所属議員の定例会における発言時間の持時間については、第2回定例会から翌年の第1回定例会までにおける予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑の発言時間の持時間を合計した時間を年間の持時間とする。ただし、1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。また、追加議案質疑を行う場合は、その日の発言持時間を年間持時間に加え、運用する。

ヨコハマ会及び無所属議員1人当たりの年間持時間は、次のとおりとする。

| | 通常期 | 議員改選期 |
|-------------|-----------|-----------|
| 第2回定例会 | 2日（一般・議案） | 1日（議案） |
| 第3回定例会 | 2日（一般・議案） | 2日（一般・議案） |
| 第4回定例会 | 2日（一般・議案） | 2日（一般・議案） |
| 第1回定例会 | 2日（議案・予算） | 2日（議案・予算） |
| ヨコハマ会の年間持時間 | 5分×8日=40分 | 5分×7日=35分 |
| 無所属議員の年間持時間 | 2分×8日=16分 | 2分×7日=14分 |

2 予算・決算特別委員会における1日当たりの発言持時間

総合審査・2局審査日

単位：分

| 会派 (議員数) | 自民 (31) | 民主 (16) | 公明 (15) | みん (14) | 共産 (5) | ヨコ (2) | 無 (1) | 無 (1) | ネ (1) | 計 (86) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 持時間 | 69 | 35 | 33 | 31 | 11 | 4 | 2 | 2 | 2 | 189 |

1局審査日(上記持時間の0.8倍)

単位：分

| 会派 (議員数) | 自民 (31) | 民主 (16) | 公明 (15) | みん (14) | 共産 (5) | ヨコ (2) | 無 (1) | 無 (1) | ネ (1) | 計 (86) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 持時間 | 55 | 28 | 26 | 25 | 9 | 3 | 2 | 2 | 2 | 152 |

(1) 現行

無所属議員の発言持時間の運用(プール制)

無所属議員の予・決算特別委員会における発言時間の持時間については、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。ただし、1日の発言時間については、5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。

| | |
|------|-----------|
| 総合審査 | 1日 |
| 局別審査 | 5日 |
| 持時間 | 2分×6日=12分 |



(2) 改正案

上記の無所属議員の発言持時間の運用(プール制)に非交渉会派を加え、次のとおり改正する。

予・決算特別委員会における発言時間の持時間について、非交渉会派は、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間から、総合審査で申告した(する)時間を除いた時間の半分(端数切り捨て)をそれぞれの委員会における持時間とする。また、無所属議員は、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。ただし、非交渉会派及び無所属議員の1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。

| | |
|-----------|---|
| 総合審査 | 1日 |
| 局別審査 | 10日(うち1局審査1日) |
| ヨコハマ会の持時間 | 4分×10日+3分(1局審査)=43分 (43分-総合審査申告時間)×1/2 |

| | |
|-----------|-----------|
| 総合審査 | 1日 |
| 局別審査 | 5日 |
| 無所属議員の持時間 | 2分×6日=12分 |